

日ブルネイ経済連携協定にかかる原産地証明書上の HSコードの取扱いについて

平成 20 年 7 月

1. 2007 年 1 月 1 日に「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」の改正が発効し、同日より我が国の関税率表における品目表を 2002 年版 HS コードに基づく表記から 2007 年版 HS コードに基づく表記へと改訂し施行しています。したがって、現在では我が国における輸出入申告等の国内法上の手続はすべて 2007 年版 HS コードの下で行われています。
2. 一方、本年 7 月 31 日に発効予定の日ブルネイ経済連携協定における譲許表及び品目別規則は、2002 年版 HS コードに基づき作成されており、この協定の運用は引き続き 2002 年版 HS コードに基づき行われます。したがって、この経済連携協定に基づく原産地証明書における HS コードの表記は、2002 年版 HS コードに基づいて行う必要があります。
3. 原産地証明書発給手續に関するご質問については、最寄りの日本商工会議所事務所までお問い合わせ願います。また、経済連携協定の下での原産地証明書に関連する関税分類に関して疑問点等がおありの場合には、お近くの税関の原産地担当部署に具体的な疑問点を明示の上、お問い合わせ願います。